

誓約書

令和 年 月 日

使用日：令和 年 月 日

使用施設： _____

観客数： _____ 人

出演者数： _____ 人

使用申請者：団体名称 _____

住所： _____

使用責任者氏名： _____

申請者名： _____

施設の使用にあたり、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」における感染防止のための基本的な考え方に基づき、同ガイドライン「6 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策」及び「7 感染拡大への防止策」と「令和3年9月28日付けの国の事務連絡」にある取組み内容を順守します。

新型コロナウイルス感染症対策についてのお願い

客席定員数緩和に伴い、特に下記取組み内容を順守してください。

本誓約書の内容をお守りいただけず管理上支障があると判断した場合、利用中であっても使用承認の変更・停止・取消をすることがあります。ご了承ください。

●参加者の把握

- ▶ 座席指定とし、動線確保などの適切な行動管理をお願いします
- ▶ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握をしてください

●入退場時の密集回避のための案内人の配置

- ▶ ロビー等の共有部を含め、密にならないように適切に人員を配置し滞留が起こらないようにしてください
- ▶ メッセージボード等を使用した呼びかけ等により、十分な距離（最低1m）の間隔を確保してください。

●飛沫感染防止策として

- ▶ 公演中に限らず休憩時間や入退場時にも会話の抑制を促し、密集が発生しないように対策を講じてください。また、大声を出すものがいた場合は、個別に注意等を行い、従わない場合は退場を求める等の措置も検討ください
- ▶ 館外においても来館退館時の会話は控えていただくよう来場者へご周知ください

●接触感染防止策として

- ▶ 公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知してください
- ▶ プレゼントや差し入れ等は控えてください

●飲食を伴う利用の制限

- ▶ スタッフの飲食は個人別で取れるものをご用意ください
大人数でシェアする形はご遠慮ください
- ▶ 控室で食事を取る場合は机に2名までとし、隣との距離を確保してください
- ▶ 食事中は会話を控えるとともに食事中以外はマスクの着用を徹底してください

●【大ホール】収容人数 1,000 人を超える場合

- ▶ 東京都への事前相談が必要です。詳しくは東京都防災ホームページをご確認ください

6. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

公演主催者（※）が講じるべき具体的な感染防止策は、前記の基本的な感染防止策を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してください。以下は施設管理者側からの要請の例示として掲げるものです。

なお、施設管理者は、公演主催者が必要な措置を講じていただけるように事前に十分な協議を行うとともに、公演の際には措置が実際に講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように要請してください。

※ 施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が講じるものとします。

(1) 事前調整

公演主催者は、施設に利用申込みを行う時点、若しくは公演概要を検討する時点で、事前にリスク評価（①②③④）を踏まえ、以下を含む必要とされる実施概要について施設管理者と協議してください。

- ・ 予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と施設側及び公演主催者側の役割分担を調整してください。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールを設定してください。
- ・ 休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定としてください。
- ・ 来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示された対応指針等に基づいて、実施の可否及び実施する際の必要となる感染予防策について対応を検討してください。
- ・ 会議室や練習場等は、大声での発声が伴わない利用については、会場の常時換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、定員までの利用としてください。一方で、条件が担保されない場合は定員を制限してください。なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限、1m 程度の間隔）を空けてください。
- ・ 公演を中止せざるを得ない事態に至った際の対応や係る費用等の分担について、必要に応じて設置者も交えて確認をしてください。

(2) 客席の配席（収容率）

- ・ 来場者の配席については、できるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
- ・ 国の事務連絡や各都道府県の対応指針を前提とし、地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（最前列席については下段記述参照。）とすることが可能です。
- ・ 上記以外の公演については、正しいマスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率は

国の事務連絡や各都道府県の対応指針に従ってください。(異なるグループ間では 座席を1席(立席の場合は1m)空けますが、親子等の同一グループ(5名以内)では座席間隔をあける措置は不要。すなわち、収容は指針を超える場合もあり得る。)

- なお、ワクチン未接種年齢層や高齢者が多数来場すると見込まれる公演については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- 客席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距離で2m以上を設けてください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- 公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めるようにしてください。
- 公演時の出演者を除き施設内ではマスクの常時着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- 楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所の定期的な消毒を徹底し、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- また、楽屋は密にならないように定員を調整するとともに常時換気を励行ください。なお、必要に応じて二酸化炭素モニター(基準1000ppm以下)を活用ください。
- ケータリングにおいては、使い捨ての紙食器を使用するなど、十分な感染防止対策を講じてください。
- 舞台袖、舞台裏、楽屋などの狭いスペースでの待機時や、喫煙スペースや洗面スペースや飲食周りなどマスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制等を徹底してください。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。
- その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるとともに関係者の健康管理に努めてください。なお、主要な関係者についてはワクチン接種をすることを推奨します。

(4) 来場者に関する感染防止策

- 来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知してください。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、発売時に告知してください。
- 来場者側の自己検温だけではなく、公演主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じてください。
- 入退場時の密集回避のため、時間差を設けての入退場や入退場導線の分散、案内人員の配置、またメッセージボード等を使用した呼びかけ等により、十分な距離(最低1m)の間隔を確保してください。
- 入退場時のエレベーター利用は、密にならないよう定員を制限してください。
- 公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起してください。

- チケットシステム等の活用により、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- 公演中の携帯電話等の抑制案内は、電源オフではなく、接触確認アプリの作動を妨げないように電源及び Bluetooth を on にした上で「マナーモードかつフライト／機内モード」設定としてください（携帯電話抑制装置の使用はアプリ作動には干渉しません）。
- 配慮が求められる来場者、障害者や高齢者、ワクチン未接種年齢層等については事前に対応策を検討してください。
- 公演前後の交通機関の分散利用や飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起してください。

(5) 会場内での感染防止策

① 接触感染防止策

- 公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の定期的な消毒を徹底してください。
- 公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置し、入退場時の利用を周知してください。また、不足が生じないように定期的な点検を行ってください。
- 入場時のチケットもぎりについては、入口の滞留状況等を想定し、簡略化（来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認）するか、係員のコマメな手指消毒（若しくは手袋着用）の徹底かを検討してください。
- チラシ・パンフレット・アンケート等は、据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員の手指消毒（若しくは手袋着用）を徹底してください。
- 公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知してください。
- プレゼントや差し入れ等は控えてください。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。
- 来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）してください。

② 飛沫感染防止策

公演の内容等によりませんが、来場者は原則的には、会場内では一方向を向き静座し、公演中は会話等が想定されないことから、適切なマスク着用をすることにより、一定の感染抑制が可能となります。加えて休憩時間や入退場時にも会話の抑制を促し、密集が発生しないように対策を講じてください。また、大声を出すものがいた場合は、個別に注意等を行い、従わない場合は退場を求める等の措置も検討ください。

【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】

- ・ 感染リスクが高まるような演出（声援を求める、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする 等）は控えてください。
- ・ 来場者の案内や誘導に際しては十分な距離（最低 1m）を取るとともに、不織布マスクを着用してください。
- ・ 来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、換気に注意をしたうえで、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来場者等との間を遮蔽してください。

【来場者⇔来場者間の感染防止策】

- ・ 施設内ではワクチン接種の有無に関わらずマスク着用を必須とし、未着用来場者に対しては配布や販売等や、個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。
- ・ 休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
- ・ 休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促してください。
- ・ 休憩時間や退場時の客席からの移動に際しては券種やゾーンごとの時間差とし、滞留を抑制してください。
- ・ 休憩時間のトイレ等では、ロビー等の広さを踏まえて、十分な間隔（最低 1m）を空けた整列を促してください。
- ・ 会場内での食事は、長時間マスクを外すことが想定されますので控えてください。

(6) その他、物販等

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ 物販に関わる関係者は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じてこまめな手指消毒（手袋着用）を行ってください。
- ・ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。
- ・ オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。

7. 感染拡大への防止策

施設管理者は、感染者が発生した場合に備えて、速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。また、発生の際には保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、可能な限り必要な情報を速やかに提供し、保健所の判断により消毒命令が発せられた際には必要箇所の消毒を実行してください。

公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議してください。

- 施設管理者は従事者について、公演主催者は公演関係者及び来場者等について、可能な範囲で氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1ヶ月間）保持するように努めてください。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄してください。
- また、発生した感染者等（含む同居者等。）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意してください。
- 施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、換気の良い救護室（一時的隔離）や対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備してください。
- 従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。基本は、発熱など軽度の体調不良の場合には抗原簡易キットでの検査を促し、検査陽性の場合には、保健所ので了承を得た上で、PCR検査等を速やかに実施してください。さらに濃厚接触の可能性のある者にも検査を促してください。
- なお、抗原簡易キットの準備にあたっては、令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」（以下）を参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>
- また、感染者発生時の対応についても公表方法や公演実施の基準等を事前に定めてください。

公益社団法人全国公立文化施設協会
「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」
(令和3年10月15日版)より抜粋